

担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(14)

第1 労働債権を有する者その他の一般債権者への弁済原資を確保するための規律

1 財団への組入額について

(1) 集合動産譲渡担保権について

【案1.1.1】(被担保債権の額を基準とする案)

集合動産譲渡担保権者の実行(物上代位の規定による権利の行使を含む。)により次の①及び②に掲げる金額の合計額を超える額において被担保債権が消滅した場合において、集合動産譲渡担保権設定者について破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続(以下「破産手続等」という。)の開始(同時廃止の決定がされた場合を除く。以下同じ。)があったときは、集合動産譲渡担保権者は、消滅した被担保債権の額から当該合計額を控除した額に相当する金銭を破産財団、再生債務者財産、更生会社財産又は清算株式会社の財産(以下「破産財団等」という。)に組み入れなければならない。ただし、当該消滅の日から1年を経過した日以後に破産手続等の開始の申立てがあったときは、この限りでない。

① 被担保債権の元本及び利息の額

② 被担保債権の元本の弁済期後6箇月以内に生ずべき遅延損害金の額(債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における約定利率(利率の約定がない場合にあっては、法定利率)によって算出した額に限る。)

【案1.1.2】(担保目的財産の価額を基準とする案)

集合動産譲渡担保権の譲渡担保権設定者について破産手続等の開始があった場合において、集合動産譲渡担保権の実行(破産手続等の開始の申立ての日の前1年以内に終了したものに限る。)により消滅した被担保債権の額及びこれと競合する集合動産譲渡担保権の実行(破産手続等の開始の申立ての日の前1年以内に終了したものに限る。)により消滅した被担保債権の額の合計額が、動産特定範囲に属する動産の価額に●%を乗じた額を超えるときは、集合動産譲渡担保権者は、次に定めるところに従い、消滅した被担保債権の額を限度として、その差額に相当する金銭を破産財団等に組み入れなければならない。

① 同順位の集合動産譲渡担保権があるときは、その被担保債権の価額の割合に応じて、組入義務を負担する。

② 順位の異なる譲渡担保権があるときは、劣後する譲渡担保権者から順次優先する譲渡担保権者が組入義務を負担する。

(説明)

1 集合動産譲渡担保権者の組入義務の基準について、部会資料43と同様に2案を示したものである。なお、部会資料43においては所有権留保も明示していたが、本文においてはわかりやすさの観点から所有権留保については記載していない。もっとも、所有権留保に

については包括的に譲渡担保権についての規律を準用することを予定しており、所有権留保についても本文の考え方が結果的には適用されることを意図している。

2 【案 1.1.1】は、被担保債権額を基準とするものであり、部会資料 43 の【案 1.1.1】からその枠組みに変更はないが、以下の点について修正している。

- 5 ・ 弁済期後 1 年以内に生ずべき遅延損害金は組入れの対象から除外していたが、この期間を 6 箇月に短縮し、これを超える遅延損害金を組入れの対象とした。
- ・ 弁済期後 6 箇月以内に生ずべき遅延損害金についても、遅滞の責任を負った最初の時点での約定利率又は法定利率によって算出した額を超える部分を組入れの対象とした。

3 【案 1.1.2】は、部会資料 43 の【案 1.1.2】に対応するものである。担保権ごとにそれぞれの回収額が目的財産の価値の一定割合を超えているかどうかではなく、競合する集合動産譲渡担保権全体が回収した被担保債権額の合計額が実行の対象となった財産の価値の一定割合を超えているかどうかによって組入れの要否を判断することとし、複数の集合動産譲渡担保権の間に優先劣後関係があるときは劣後するものから、同順位の場合には被担保債権額による案分によって、組入額を決定することとした。

15 なお、部会資料 43 の【案 1.1.1】においては、最先順位の譲渡担保権の被担保債権の元本については組入れの対象から除外していたが、本文の記載が過度に複雑になるため、この記載を省略している。もっとも、この点については議論の対象から除外するものではなく、その要否についてご議論いただきたい。

20 (2) 集合債権譲渡担保権について

集合債権譲渡担保権についても、【案 1.1.1】と【案 1.1.2】に対応して、被担保債権の額を基準とする考え方【案 1.2.1】と、目的財産の価額を基準とする考え方【案 1.2.2】があり得るが、どのように考えるか。

25 なお、【案 1.2.2】においては、目的財産の価額は、被担保債権の債務不履行時又は破産手続等の開始の申立ての日の 1 年前の日のいずれか遅い時点で集合債権譲渡担保権の目的となっていた債権の評価額の合計に、当該時点から破産手続等の開始の日までに発生した集合債権譲渡担保権の目的である債権の評価額の合計を加えたものとする。

(説明)

30 集合債権譲渡担保権者の組入義務の基準について、前記 1 と同様に 2 つの案を示すものである。案の内容は前記 1 と同様であるが、集合債権譲渡担保においては、担保目的財産（集合債権）の価額の評価が問題となる。すなわち、集合債権譲渡担保権においては、都度発生する個別債権を順次取り立てていく方法により実行がされ、また、数次にわたる実行が可能であるため、集合債権の価額を算定するに当たっては、評価の対象となる債権の範囲をどのように確定するかが問題となる。

35 本文では、①被担保債権の債務不履行時又は破産手続等の開始の申立ての日の 1 年前の日のいずれか遅い時点で担保目的であった債権の評価額、②上記の時点を開始とし、破産手続等の開始の日を終期とし、この期間内に発生し、担保の目的となった債権の評価額の合計額を、担保目的財産の評価額とすることとした。

40 被担保債権の債務不履行時において譲渡担保権の目的となっていた債権は担保権の実行

の対象となり得るため、担保権の目的財産の評価額に含める必要がある。もっとも、組入れの対象となるのは破産手続等の開始の申立ての日の1年前以降に実行によって被担保債権が消滅した額であるから、これよりも早い時点で実行ができたとしても、組入義務の有無の判断に当たって、基礎となる財産の額に算入すべきではない。そこで、破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日といずれか遅い時点での目的債権の評価額を算入することとする。

また、この時点の後に発生した債権についても、譲渡担保権者は実行することができるから、これを目的債権の評価額に算入すべきである。そこで、この両者の合計額を持って評価額とすることとした。

2 組入請求権に対する特定の債権者の優先について

組入請求権について、労働債権者その他の一定範囲の債権者に、他の一般債権者に対する優先権を与えることの是非、優先権を与えるべき債権者の範囲、優先させるための法的構成について、どのように考えるか。

(説明)

1 前記1の組入請求権について、既存の実体法における優先劣後関係を修正し、特に要保護性の高い一定の債権者には他の債権者に対する優先権を与えるべきであるとの指摘がある。このような指摘に対応するとすれば、少なくとも以下の点が問題になる。

① 既存の債権の優劣関係を修正して優先権を与える必要のある債権としてどのようなものがあるか。

② どのような法的構成によって優先権を与えるか。

2 従来の案(組入請求権について特定の債権者に優先権を与えない制度)は、倒産財団を拡大することによって一般債権者への配当原資を増加させることによって一般債権者への配当を増加させるものであり、一般債権者間の配分については、既存の優先劣後関係に関する規律に委ねるものであった。すなわち、既存の実体法は、破産手続を例にとると、債権の内容に応じて、財団債権となるもの、優先破産債権になるもの、一般の破産債権になるもの等に分類しており、組入額の配分についても、債権間の優先劣後についての既存の規律に委ねることとしていた。

前記1の①については、組入請求権という特定の財産について、既存の優劣関係と異なる特別な優先権を与えるべき債権があるかどうかの問題となるが、例えば、民法自体が他の債権に優先するという判断をしていることに着目し、民法第306条の一般先取特権によって担保される債権を優先することも考えられる。もっとも、特別法を含めれば一般先取特権によって担保される債権はほかにもある中で、組入請求権に対する優先性についての期待や、組入請求権との牽連性などが必ずしも強いとはいえない債権について、民法上の先取特権が与えられているという理由のみに基づいて、一般債権に対する優先権を与えることは正当化することができるかについては疑問もある。

そこで、以上と異なる考え方としては、従来、特定の債権を優先させるべきであるという指摘が主に念頭に置いていたものが労働債権であることや、労働債権は一般先取特権が与えられているだけでなく、倒産法上も一部は財団債権等と扱われるなど、既存の法令において

もその弁済を確保する必要性が高いものとして扱われていることを踏まえて、政策的な判断として、労働債権のみについて、組入請求権に対する優先権を与えることも考えられる。

これらのいずれかを採る場合であっても、また、これ以外の考え方を採る場合であっても、債権の優先劣後関係に関する既存の規律を修正して、組入請求権について特定の債権を優先するとすれば、その債権に優先権を与える必要性や、組入請求権を特別な優先性の対象とすることについて、どのように正当化するかが問題になる。労働債権のみを優先するという考え方を採るのであれば、例えば、集合動産の価値の維持や拡大については労働者による役務の提供が不可欠であるから、組入請求権と労働債権との牽連性が大きいなどの説明が考えられる。

3 前記1②について、部会においては、例えば財団債権間の優先劣後関係を修正するなど、倒産手続に関する規律を大きく修正することに対しては否定的な意見が多かった。このような意見とも整合的な形で、組入請求権に対して特定の債権に優先権を与えようとする、その方法としては、その債権に特別の実体法上の先取特権を与えることが考えられる。特別の先取特権は別除権と扱われるため、組入請求権について特別の先取特権を与えられた債権者は、破産手続外で組入請求権から優先弁済を受けることができることになる。さらに、他の債権に対する優先権を確実なものとするため、組入請求権について他の債権者による差押えを禁止することも考えられる。

組入請求権を別除権の目的とすること、更には差押えを禁止すること（その結果として、組入請求権は倒産財団に属しないこととなる。）については、組入請求権を財団から逸出させることになるため、「財団に組み入れる」という仕組みと整合するかどうかの問題になり得るが、このような制度の在り方について、どのように考えるか。